

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-1 (1)	令和4年度第二次補正 5-1 (2)	令和4年度第二次補正 5-1 (3)	令和4年度第二次補正 5-2 (1)	令和4年度第二次補正 5-2 (2)
制度所管庁	経済産業省			環境省	
執行機関	一般社団法人環境共創イニシアチブ			一般社団法人地域循環共生社会連携協会	
補助金名	令和4年度第二次補正 再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金			令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	
	電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務用蓄電システム導入支援事業	系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業	電力需給ひっ迫等に対応するディマンDRリスボンスの拡大に向けたIoT化推進事業	地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第1号事業の1）	再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業（第1号事業の2）
補助申請者	以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主及び日本国内に居住がある個人 ②補助事業により導入する補助対象設備の所有者 ③蓄電池アグリゲーターと導入する蓄電池に係るDR契約を締結できる者 ④処分制限期間の間、電力需給ひっ迫注意報、電力需給ひっ迫警報が発令された際や、国からの節電要請があった場合に導入した蓄電システムを対象に、蓄電池アグリゲーターがDRを行うことに同意できる者	以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②補助事業により導入する補助対象設備の所有者及び使用者であること ③系統連系協議状況等の確認等のため、交付申請等の際に提出する情報を、国及び当該地域の一般配電事業者等に提供することに同意できる者 ④系統連系時において最新の「電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドライン」、「系統連携規程」、「系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）」等で要求されている事項を満たしていることが確認できる者	以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②本補助事業により導入する補助対象設備の所有者 ③IoT化するリソース（需要家所有の既存設備）に係るDR契約をDRアグリゲーターと需要家間で締結できる者 ④処分制限期間中に、電力需給ひっ迫注意報、電力需給ひっ迫警報が発令された際や、国からの節電要請があった場合は、本事業でIoT化したリソースを対象に、DRアグリゲーターがDRを行うことについて合意形成できる者	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）
補助対象経費	設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	業務費	業務費
対象事業	日本国内において、電力需給ひっ迫時等にディマンDRリスボンス（DR）に活用可能なリソースとして、次のいずれかの設備を新規で導入する事業	日本国内において、太陽光・風力等変動再エネのさらなる導入加速化のため、各種電力市場等を通じ調整力等を供出する蓄電システム又は水電解装置のいずれかの設備を新規に導入する事業	日本国内において、電力需給ひっ迫時等にディマンDRリスボンス（DR）のリソースとして活用可能な既存の設備をIoT化するための設備を新規に導入し、需要家とDRアグリゲーターとの間でDR契約を締結し、IoT化したリソースをDRに活用する事業	ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業であること イ アの目標や地域脱炭素の実現に向けた新たな政策及び施策を構想する事業であること ウ アで策定した目標及びイで構想した施策等は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に適切に反映されることが前提であること エ アの目標設定及びイの施策等の構想を行う上で必要な調査・検討内容が、次のいずれかに該当すること。ただし、ⅡとⅢは必ず含むこと。 Ⅰ 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入のために必要な情報の分析並びにこれを踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（複数のパターンでの推計であること） Ⅱ 2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成 Ⅲ 作成した目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定 Ⅳ Ⅱ及びⅢの実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討 オ 環境省が主管する地域脱炭素の実現に向けた人材育成のための各種セミナーや関連する説明会・勉強会等に積極的に参加し、脱炭素に関するセミナーへの講師参加等の依頼があった場合は、協力すること	ア 円滑な再エネ（風力、太陽光等）導入のための促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組を行う事業であること イ アの取組の結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること ウ アの取組の結果は、取りまとめ後に地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映することとし、特に陸上の事業を対象とする場合は、都道府県においては「都道府県基準」、市町村においては「促進区域等」に適切に反映されることが前提であること
対象設備	1 家庭用蓄電システム 2 業務産業用蓄電システム	1 蓄電システム 2 水電解装置  ※ 対象設備の要件の詳細は、公募要領のp4を参照	高圧以上の需要家側に設置されている既存のリソースをDR対応可能とするための通信設備、センター、EMS等のIoT化関連機器	/	/
補助率	1/3以内	蓄電システム① 1/2以内 蓄電システム② 1/3以内 蓄電システム③ 1/2以内 水電解装置 2/3以内	1/2以内	都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特列市 1/2 上記以外の財政力指数0.51以上の地方公共団体 2/3 上記以外の財政力指数0.51未満の地方公共団体 3/4	3/4以内
上限/下限	家庭用蓄電システム : 60万円/台 業務産業用蓄電システム : 1億円/申請  ※ 蓄電池の初期実効容量当たりの補助金上限額(3.2~6.3万円/kWh)あり	蓄電システム① 25億円/1申請 蓄電システム② 10億円/1申請 蓄電システム③ 25億円/1申請 水電解装置 20億円/1申請	500万円	【補助上限額】  800万円	【補助上限額】  2,500万円
公募期間	2023/01/31~2023/12/22	2023/2/6~2023/04/20 1次締切 2023/02/27 12:00	2023/01/31~2023/12/22	2023/02/28~2023/03/23 二次公募 2023/06/上中旬~	2023/02/28~2023/03/23 二次公募 2023/06/上中旬~
注意事項		蓄電システム①：新規技術開発蓄電システム又は電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システム 蓄電システム②：①以外で電力系統側への定格出力が1,000kW以上10,000kW未満 蓄電システム③：①以外で電力系統側への定格出力が10,000kW以上			

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-2 (3)	令和4年度第二次補正 5-2 (4)	令和4年度第二次補正 5-3 (1)	令和4年度第二次補正 5-3 (2)	令和4年度第二次補正 5-3 (2)	令和4年度第二次補正 5-3 (2)
制度所管庁	環境省		環境省		環境省	
執行機関	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		一般社団法人環境技術普及促進協会			
補助金名	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業			
	公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）	官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援事業（第1号事業の4）	ソーラーカーポート事業	当農地を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業	ため池を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業	廃棄物処分場を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業
補助申請者	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合） ・民間事業者が申請する場合、地方公共団体を代表申請者、民間事業者を共同申請者とし、補助金の交付先は民間事業者とする。	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②個人・個人事業主（農林水産事業者） ③独立行政法人 ④地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ⑤国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑥社会福祉法人 ⑦医療法人 ⑧特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑨一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑩農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む法人経営）、土地改良区等を含む） ⑪その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む法人経営）、土地改良区等を含む） ⑩その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
補助対象経費	業務費	業務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費
対象事業	地方公共団体が保有する公共施設等について、2050年までの脱炭素社会に向け、地域脱炭素ロードマップ等に位置付けられた率先導入目標（2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入等）の達成を見据えた太陽光発電設備の導入可能性調査であること 調査の結果は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に適切に反映されることが前提であること 補助事業の完了後、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に当該事業の成果等を反映することがあるため、調査の結果から得られた必要となる情報を環境省に提供すること 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、補助事業者が自ら公表すること アの調査をす上で必要な検討内容等が、次に掲げるいずれかに該当すること I 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討 II 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討 III 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討	ア 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時貢献する事業（地域再エネ事業）に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業であること イ アの事業の内容が次に掲げるもののいずれかに該当すること I 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査検討 II 地域のエネルギー需給のバランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討 III 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討 IV 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討 V IからIVまでの事業を行う上で地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営（技術的助言を行う専門家の招聘を含む。） VI I～Vまでの検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築	駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポート）の導入を行う事業であって、以下の要件をすべて満たすもの (1) 導入設備による発電量の50%以上を導入場所の敷地内で自家消費すること (2) 『（太陽光発電設備等の補助対象経費）×2/3÷（パワーコンディショナーの最大定格出力）』が、10kW未満：27.25万円/kW、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。 (3) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が5kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。 (4) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること (5) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと (7) 接続供給（自己託送）を行わないものであること いものであること。	当農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの (1) 当農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること (2) 農林水産業の生産活動に係る適切な事業継続が確保されていること (3) 『（太陽光発電設備等の補助対象経費）×2/3÷（パワーコンディショナーの最大定格出力）』が、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。 (4) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。 (5) 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること ①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと） ②農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体が所有又は管理する施設（農林漁業関連施設、同一都道府県内の施設に限る） ③地方公共団体の施設（同一都道府県内の施設に限る） (6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること 他	ため池を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの (1) ため池を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること (2) 『（太陽光発電設備等の補助対象経費）×2/3÷（パワーコンディショナーの最大定格出力）』が、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。 (3) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。 (4) 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること ①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと） ②農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体が所有又は管理する施設（農林漁業関連施設、同一都道府県内の施設に限る） ③地方公共団体の施設（同一都道府県内の施設に限る） (5) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること (6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること 他	廃棄物処分場を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの (1) 廃棄物処分場を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること (2) 『（太陽光発電設備等の補助対象経費）×2/3÷（パワーコンディショナーの最大定格出力）』が、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。 (3) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。 (4) 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること ①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと） ②地方公共団体の施設（同一都道府県内の施設に限る） (5) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること (6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律に基づくFITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと 他
対象設備			・太陽光発電一体型カーポート（太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線） ・太陽光発電搭載型カーポート（太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線） ・定置用蓄電池 ・車載型蓄電池 ・車載型蓄電池の充放電設備又は充電設備	・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等） ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用） ・自営線 ・エネルギーマネジメントシステム（EMS） ・受変電設備 ・その他協会が適当と認める設備	・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等） ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用） ・自営線 ・エネルギーマネジメントシステム（EMS） ・受変電設備 ・その他協会が適当と認める設備	・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等） ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用） ・自営線 ・エネルギーマネジメントシステム（EMS） ・受変電設備 ・その他協会が適当と認める設備
補助率	3/4以内	2/3、1/2、1/3 ※ 公募要領のp14参照	1/3 ・車載型蓄電池 蓄電容量(kWh) ÷ 2 × 4万円 ・充放電設備 補助率1/2 ・充電設備 補助率1/2	1/2	1/2	1/2
上限/下限	【補助上限額】 800万円	【補助上限額】 2,000万円	上限：1億円 車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備には、それぞれ補助金額の上限の設定あり（公募要領のp5参照）	上限：1億5,000万円	上限：1億5,000万円	上限：1億5,000万円
公募期間	2023/02/28～2023/03/23 二次公募 2023/06/上中旬～	2023/02/28～2023/03/23 二次公募 2023/06/上中旬～	2023/03/31～2022/04/26 二次公募 2023/05/19～2023/06/15	2023/03/31～2023/04/28 二次公募 2023/05/17～2023/06/19	2023/03/31～2023/04/28 二次公募 2023/05/17～2023/06/19	2022/05/17～2022/06/17 二次公募 2023/05/17～2023/06/19
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-3 (3)	令和4年度第二次補正 5-3 (4)			令和4年度第二次補正 5-3 (5)								
制度所管庁	環境省												
執行機関	一般財団法人環境技術普及促進協会			一般社団法人環境技術普及促進協会									
補助金名	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業			令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業									
	オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業			再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業									
補助申請者	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者			①民間企業 ②個人事業主（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉熱供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。） ③地方公共団体（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉熱供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。） ④独立行政法人 ⑤地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る。） ⑥国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑦社会福祉法人 ⑧医療法人 ⑨特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑩一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑪地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉熱供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。） ⑫その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者			①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者						
	補助対象経費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費			本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費		本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費						
対象事業	計画策定事業			設備等導入事業A		設備等導入事業B							
	<p>オフサイトに太陽光発電設備を導入し自営線により電力調達を行う取組について当該自営線等を導入する事業であって、以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 電力需要施設の敷地外（オフサイト）に太陽光発電設備を新規導入し、自営線により当該施設に電力供給を行うこと</p> <p>(2) 当該太陽光発電設備が発電した電力を電力系統に逆流しないこと</p> <p>(3) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること</p> <p>(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと</p> <p>(5) 接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること</p> <p>(6) 災害時に電力系統の停電が発生した場合でも、当該太陽光発電設備が発電した電力を自営線により電力需要施設に調達可能であり、当該施設が地域防災に貢献するものであること</p> <p>(7) 交付申請時に、導入施設の設置場所、補助事業者</p>			<p>①再生可能エネルギー熱利用設備（計画策定事業では、太陽熱、バイオマス熱、地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱をいう）、工場廃熱等利用設備、温泉供給設備更新時の省エネ設備等又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）を導入を行う事業であること。</p> <p>②別表第4（公募要領のp27～31）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。</p> <p>③再生可能エネルギー熱利用設備については、CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が表1の基準を下回るものであること（コスト要件）。</p> <p>④再生可能エネルギー発電設備については、本補助金を受けることで導入費用（資本費）が、表2の基準を下回るものであること（コスト要件）。</p> <p>⑤FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。接続供給（自己託送）による電力の供給に関する計画策定を行わないものであること。</p> <p>⑥本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。</p> <p>⑦計画策定の結果、熱源が確保できないことが判明するなど設備導入できない場合を除き、本計画の策定後2年以内に設備等導入を完了すること</p>		<p>①再生可能エネルギー熱利用設備（設備等導入事業Aでは、太陽熱又はバイオマス熱利用設備に限る）又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業であること。</p> <p>②別表第4（公募要領のp27～31）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。</p> <p>③再生可能エネルギー熱利用設備については、CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が表1の基準を下回るものであること（コスト要件）。</p> <p>④再生可能エネルギー発電設備については、本補助金を受けることで導入費用（資本費）が、表2の基準を下回るものであること（コスト要件）。</p> <p>⑤FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。</p> <p>⑥本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。</p>		<p>①再生可能エネルギー熱利用設備（設備等導入事業Bでは、地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用に限る。）、工場廃熱等利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業であること。</p> <p>②別表第4（公募要領p27～31）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。</p> <p>③CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が表3（公募要領p3）の基準を下回るものであること（コスト要件）。</p> <p>④本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。</p>		<p>①「熱分野モデル」又は「寒冷地モデル」において、熱利用設備等の導入によりCO2削減率が下表（公募要領p3）のすべての要件を満たすものであること。ただし、……（以下、略）……</p> <p>②別表第4（公募要領p22～26）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。</p> <p>※熱分野モデルにおいては熱利用設備の導入を必須とする。</p> <p>③交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。</p> <p>④FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。</p> <p>⑤接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。</p> <p>⑥本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。</p> <p>⑦補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、別に定める情報について、公表することに同意していること。また、事業終了後に環境省が別途調査等を行う場合があるが、当該調査等に協力を行うことに同意していること。</p>			
対象設備	・自営線 ・定置用蓄電池 ・EMS（エネルギーマネジメントシステム） ・受変電設備 ・その他協会が必要と認める設備 （太陽光発電設備は補助対象外）			設備等導入事業A及び設備等導入事業Bで補助対象となる設備		①再生可能エネルギー熱利用設備（太陽熱又はバイオマス熱利用） ②自家消費型又は災害時の自立機能付き再生可能エネルギー発電設備 ③定置用蓄電池 ④その他協会が適当と認める設備		①再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱又は雪氷熱利用） ②工場廃熱等利用設備 ③温泉供給設備更新時の省エネ設備等 ④その他協会が適当と認める設備		【熱利用設備】 太陽熱利用設備／バイオマス熱利用設備／その他温度差エネルギー利用設備／未利用熱利用設備、廃熱利用設備 【再生可能エネルギー発電設備】 太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備、地熱発電設備等 【その他設備】 （略） ※公募要領のp4参照			
補助率	1/2			3/4		1/3		1/2		3/4		2/3	
上限／下限	上限：1億円／年			上限：1,000万円		上限：1億円		上限：1億円／年		上限：1,000万円		上限：3億円／年	
公募期間	2023/04/27～2023/05/30 第二次公募 2023/07/03～2023/08/08			2023/03/24～2023/04/28 第二次公募 2023/05/19～2023/06/15		2023/03/24～2023/04/28 第二次公募 2023/05/19～2023/06/15		2023/03/24～2023/04/28 第二次公募 2023/05/19～2023/06/15		2023/05/22～2023/06/30 第二次公募 2023/07/14～2023/08/10		2023/05/22～2023/06/30 第二次公募 2023/07/14～2023/08/10	
注意事項													

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-4 (1)	令和4年度第二次補正 5-4 (2)	令和4年度 第二次補正5-4 (3)			
制度所管庁	環境省		環境省			
執行機関	一般社団法人環境技術普及促進協会		一般社団法人環境技術普及促進協会			
補助金名	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業		令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業			
	オフサイトからの運転制御を行う事業		①計画策定事業		②設備等導入事業	
補助申請者	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者		ア 地方公共団体 イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者に限る。導入する設備等をESCO事業及びファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。） ウ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者			
補助対象経費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費		業務費		本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	
対象事業	需要側運転制御事業	再エネ発電側運転制御事業	A 街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業	B ソーラー街路灯の導入に係る計画策定事業	A スマート街路灯設備等導入事業	B ソーラー街路灯設備等導入事業
	BEMS等のエネルギーマネジメントシステムを用いてオンサイトで実行されるデマンド制御等をオフサイトから行えるようにし、需要側の設備を遠隔制御で最適運転させ、省CO2化と需給調整強化を図る事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの ア オフサイト（指令を受ける建物と異なる建物）からデマンド制御等の運転制御が可能な需要側システムを構築し、導入する補助対象設備は全て同制御システムに組み込むこと。 イ エネルギーマネジメント化が図れ、二酸化炭素排出抑制に効果があること。 ウ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。 エ エネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。 オ 本事業におけるCO2削減コスト※が 74,000 円/t-CO2 以下であること。 ※CO2削減コスト[円/t-CO2] = 補助対象経費[円] ÷ (年間のCO2削減量[t-CO2/年] × 法定耐用年数[年])	一般送配電事業者から出される出力抑制の要請に対して、オンライン制御（オフサイト制御）を可能とする再エネ発電事業者側の設備導入を行う事業で、以下に示す要件を全て満たすもの ア オフサイトから再エネ発電設備の出力抑制に係る運転制御ができる設備を導入すること。 イ 出力抑制の対象となる再エネ発電設備は、太陽光発電、風力発電に限り、発電出力が10kW以上2,000kW未満であること。 ウ 当該再エネ発電設備の出力制御ルールが、「30日ルール」（無補償の出力抑制に応じる上限が年間300日）であること。 エ 二酸化炭素排出抑制に効果があること。 オ オンライン制御による出力抑制低減の実績を記録・集計の上、報告できること。 カ 本事業におけるCO2削減コスト※が 34,000 円/t-CO2 以下であること。 ※CO2削減コスト[円/t-CO2] = 補助対象経費[円] ÷ (年間のCO2削減量[t-CO2/年] × 法定耐用年数[年])	地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯、道路灯、公園灯等（以下「街路灯等」という。）をスマート街路に更新するために必要な計画策定を行う事業 （②Aの設備等導入事業の実施を条件に、以下の事項について調査・検討等） ア スマート街路灯への更新を予定する既存の街路灯等の現状把握（数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2排出量等） イ 無線機器及び日射量（推定日射量含む。以下同じ。）等の気象データを取得する機器の設置に係る調査・検討 ウ スマート街路灯の導入に先立ち必要な地理情報システムの構築（設計・製作等）及び当該システムへの調査データの入力等 エ スマート街路灯の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2削減量等）等の検討・分析	地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入するために必要な計画策定を行う事業 （②Bの設備等導入事業の実施を条件に、以下の事項について調査・検討等） ア ソーラー街路灯への更新を予定する既存の街路灯等の現状把握（数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2排出量等） イ ソーラー街路灯の新規導入を行う際の導入エリアの現状把握 ウ ソーラー街路灯の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2削減量等）等の検討・分析	地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をスマート街路灯に更新する事業	地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入する事業
対象設備	充放電設備、充電設備／蓄電池／車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）／蓄熱槽／ヒートポンプ／コジェネ /EMS（エネルギーマネジメントシステム）／通信・制御機器／エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等	再エネ発電設備をオフサイトから運転制御するために必要な通信機器／パワーコンディショナー等を制御する機器・設備等	/		①LED照明灯（ボール無し又はボール有り） ②無線機器 ③日射量等の気象データを取得する機器 ④中央管理システム ⑤その他材料費（配線、プレーカー、アダプター、ワイヤー等） ⑥電力会社申請費用	①ソーラー照明灯（ボール無し又はボール有り）
補助率	1/2	1/3 ※電気事業法で離島となる区域は、1/2	3/4	3/4	1/3	1/4
上限／下限	上限 : 2億円 ※車載型蓄電池、充放電設備、充電設備については、別途、補助金交付額に上限有		【上限】 1,000万円	【上限】 1,000万円	【上限】 15,000万円 【下限】 100万円 ※ CO2削減コストによる補助金額の上限有	【上限】 15,000万円 【下限】 100万円 ※ CO2削減コストによる補助金額の上限有
公募期間	2023/04/07～2023/05/10 二次公募 2023/05/25～2023/06/22	2023/04/07～2023/05/10 二次公募 2023/05/25～2023/06/22	2023/04/25～2023/06/01		2023/04/25～2023/06/01	
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-5	令和4年度第二次補正 5-6 (1)	令和4年度第二次補正 5-6 (2)			
制度所管庁	環境省	環境省	環境省			
執行機関	一般社団法人環境技術普及促進協会	一般社団法人環境技術普及促進協会	一般社団法人環境技術普及促進協会			
補助金名	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業			
補助申請者	離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業	直流による建物間融通モデル創出事業	TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業			
補助対象経費	人件費、業務費	人件費、業務費	人件費、業務費			
対象事業	<p>離島再エネ主力化計画策定事業</p> <p>離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めるための設備を導入する事業の計画を策定する事業であって、計画内容は以下に示す要件を全て満たすもの</p> <p>ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御する計画であること。</p> <p>イ システムに接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。</p> <p>ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること。</p> <p>エ 設備導入事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込む計画であること。</p> <p>オ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できる計画であること。</p> <p>カ～コ （略）</p>	<p>離島再エネ主力化設備導入事業</p> <p>離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島での電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高める取組みを支援する事業であって、当該事業の実施計画が「離島再エネ主力化計画策定事業」で策定する計画と同等の内容であると協会が認めるとともに、以下に示す要件を全て満たすもの</p> <p>ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御すること。</p> <p>イ システムに接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。</p> <p>ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること。</p> <p>エ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。</p> <p>オ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。</p> <p>カ～コ （略）</p>	<p>直流給電計画策定事業</p> <p>省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る、以下に示す要件を全て満たす直流給電設備導入計画（以下「本計画」という。）の策定を行う事業</p> <p>ア 給電システムを直流とすることで、交流給電システムと比べて電力変換段数の減少により電力変換時のエネルギーロスを低減し、二酸化炭素排出量削減効果を有すること。</p> <p>イ システムのブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築する計画であること。</p> <p>ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築する計画であること（系統との連系の有無は問わない）。</p> <p>エ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させる計画であること。</p> <p>オ FITの認定又はFIP制度の認定を取得しない計画であること。</p> <p>カ 接続供給（自己託送）を行わない計画であること。</p> <p>キ 本計画を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。</p>	<p>直流給電設備導入事業</p> <p>「①直流給電計画策定事業」で策定した直流給電設備導入計画、もしくは直流給電設備導入計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る設備等を導入する事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの</p> <p>ア 複数の需要場所に対して、各々1以上の蓄電池及び需要側設備を導入するものとする計画であること。</p> <p>ウ 導入する設備は TPO（第三者保有）で保有する計画であること。</p> <p>エ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、電力を融通するシステムを構築する計画であること。（発電場所と需要場所は同一でも可）</p> <p>オ 当該再エネ発電設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しない計画であること。</p> <p>カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>キ 災害時に電力系統の停電が発生した場合でも、当該再エネ発電設備が発電した電力を電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献する計画であること。</p> <p>ク～ソ （略）</p>	<p>TPOモデル計画策定事業</p> <p>省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、TPOモデルによる建物間電力融通に係る、以下に示す要件を全て満たすTPOモデル設備導入計画の策定を行う事業</p> <p>ア 再エネ発電設備を導入する計画であること。</p> <p>イ 複数の需要場所に対して、各々1以上の蓄電池及び需要側設備を導入するものとする計画であること。</p> <p>ウ 導入する設備は TPO（第三者保有）で保有する計画であること。</p> <p>エ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、電力を融通するシステムを構築する計画であること。（発電場所と需要場所は同一でも可）</p> <p>オ 当該再エネ発電設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しないこと。</p> <p>カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>キ 災害時に電力系統の停電が発生した場合でも、当該再エネ発電設備が発電した電力を電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献するものであること。</p> <p>ク～セ （略）</p>	<p>TPOモデル設備導入事業</p> <p>「①TPOモデル計画策定事業」で策定したTPOモデル設備導入計画、もしくはTPOモデル設備導入計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、TPOモデルによる建物間電力融通に係る設備等を導入する事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの</p> <p>ア 再エネ発電設備を導入すること。</p> <p>イ 複数の需要場所に対して、各々1以上の蓄電池及び需要側設備を導入すること。</p> <p>ウ 導入する設備はTPO（第三者保有）で保有すること。</p> <p>エ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、電力を融通するシステムを構築すること。（発電場所と需要場所は同一でも可）</p> <p>オ 当該再エネ発電設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しないこと。</p> <p>カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>キ 災害時に電力系統の停電が発生した場合でも、当該再エネ発電設備が発電した電力を電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献するものであること。</p> <p>ク～セ （略）</p>
対象設備		再生可能エネルギー発電設備／蓄電池／充電設備／充電設備／車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）／蓄熱槽／EMS（エネルギーマネジメントシステム）／通信・制御機器／同期発電設備／オフサイトから運転制御可能な需要側設備（発電機、給湯器等調整力強化に資する需要側の設備）／エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等	再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備／蓄電池及びその付帯設備並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備／車載型蓄電池及びその付帯設備／電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備／再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備／エネルギー需給や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備／省エネルギー設備及びその付帯設備			
補助率	3/4	2/3	3/4	3/4	1/2 直流給電計画策定事業を行った事業の場合は、2/3	
上限／下限	【上限】 1,000万円	【上限】 3億円／年 ※ 充電設備、車載型蓄電池については、別途、補助金額の上限有	【上限】 1,000万円	【上限】 2億円／年 ※ 充電設備、車載型蓄電池については、別途、補助金額の上限有	【上限】 1,000万円	【上限】 3億円／年 ※ 充電設備、車載型蓄電池については、別途、補助金額の上限有
公募期間	2023/04/19～2023/05/31	2023/04/20～2023/05/30	2023/03/30～2023/04/27 二次公募 2023/05/18～2023/06/20	2023/03/30～2023/04/27 二次公募 2023/05/18～2023/06/20	2023/04/28～2023/06/14 二次公募 2023/07/06～2023/08/07	2023/04/28～2023/06/14 二次公募 2023/07/06～2023/08/07
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-7				令和4年度第二次補正 5-8 (1)	令和4年度第二次補正 5-8 (2)
制度所管庁	環境省				環境省	
執行機関	一般社団法人環境技術普及促進協会				公益財団法人廃棄物・3R研究財団	
補助金名	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業				令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業	
	データセンター新設支援事業	データセンター改修支援事業	データセンター移設支援事業	コンテナ型データセンター等導入支援事業	省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業	化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型映像設備導入事業
補助申請者	ア 民間企業 イ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者	ア 民間企業 イ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費
対象事業	地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等の導入支援を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア 自家消費型又は地産地消型の再生可能エネルギー発電設備を新規に導入し、データセンターの使用電力量の10%以上を供給すること。 イ 新規に導入した再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギーの変動調整機能を持つ設備から系統への逆潮流を行わないこと。 ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。 エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 オ 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p8の表に定める情報について、公表することに同意すること。	既存のデータセンターにおける再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア 既存のデータセンターにおいて、再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行うこと（再エネ設備の導入は必須）。 イ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。 ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。 エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 オ 補助事業者以外の者が既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p12の表に定める情報について、公表することに同意すること。	既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設する事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア 既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設すること。 イ 移設先のデータセンターにおいて、再エネ設備が導入されていること。 ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。 エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 オ 補助事業者以外の者が既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p20の表に定める情報について、公表することに同意すること。	コンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、高効率の新鋭ICT機器や高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入すること。 イ コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、再エネ設備を新規に導入すること。 ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。 エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 オ 補助事業者以外の者がコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p24の表に定める情報について、公表することに同意すること。 カ 本事業におけるCO2削減コストが704,000円/t-CO2以下であること。	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、使用済製品等のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図る事業であること。 これまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大、もしくはより高品質な再生素材の供給を目指すために、省CO2型の資源循環高度化設備を導入すること。製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込める事業であること。あるいは、リユースに必要な設備を導入することで、プラスチック使用量削減に資する事業であり、国内資源循環が安定的に見込める事業であること。	日本国内の事業所において設備を設置し、従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材等（バイオマスプラスチック<生分解性プラスチックを含む>、バルブ等）の国内導入を拡大させることを目的とした事業であり、事業プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るための省CO2型の資源循環高度化設備を導入する事業であること
対象設備	ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備及びその付帯設備 イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等） ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備 エ 電力供給に必要な設備（…略…）	ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備及びその付帯設備 イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等） ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備 エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等）	ア ICT機器（サーバー、ストレージ、通信機器等）及びその付帯設備 イ ICT機器の高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備 ウ ICT機器の移設に伴う冗長構成費 エ ICT機器の移設に伴う輸送費	ア 再生可能エネルギー使用に係る設備及びその付帯設備 イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備 ウ ICT機器及びその付帯設備 エ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備 オ 電力供給に必要な設備 カ ICT機器等を収納する外装箱（コンテナ等）	・廃プラスチックのリサイクルに必要な破砕、破碎、洗浄、脱水、異物除去等の前処理設備、選別及び押し出し機等の原料化する設備、リユースに必要な設備や左記設備に必要な運搬設備、貯留設備等及びそれらの設備に電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただしインバータ駆動など除外されている電動機を除く。）	・従来の化石資源由来プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源由来素材等の製造に係る設備や左記設備の稼働に必要な運搬設備、貯留設備等及びそれらの設備に電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）
補助率	1/2 太陽光発電設備及び空調設備等の省CO2型設備については、1/3	1/2 太陽光発電設備及び空調設備等の省CO2型設備については、1/3	1/3	1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3
上限/下限	上限：3億円/年	上限：1億円	上限：1億円	上限：2億円		
公募期間	2023/04/18～2023/05/25	2023/04/18～2023/05/25	2023/04/18～2023/05/25	2023/04/18～2023/05/25	2023/03/30～2023/05/02 二次公募 2023/05/19～2023/06/16	2023/03/30～2023/05/02 二次公募 2023/05/19～2023/06/16
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 5-8 (3)	令和4年度補正第二次補正 5-8 (4)	令和4年度補正第二次補正 5-8 (5)	令和4年度第二次補正 5-9	
制度所管庁	環境省			環境省	
執行機関	一般社団法人地域循環共生社会連携協会			公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	
補助金名	令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業			令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業	
	太陽光パネルリサイクル設備導入事業	リチウムイオン電池リサイクル設備導入事業	金属破砕・選別設備導入事業	リサイクルが困難な廃プラ等を石炭等のエネルギー代替として利用するために必要な設備を導入する事業	
補助申請者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	
対象事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、太陽光パネルのリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、ガラス、セル及びフレームの分離を行い、素材ごとのリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、リチウムイオン電池のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、放電、熱処理等の事前処理及び破砕、分離、化学処理等により、有用金属を高純度でリサイクルするための設備を導入する事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、都市鉱山のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程におけるアルミ、銅等の金属高度破砕・選別を行い、素材ごとにリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業	廃プラ等燃料製造事業	廃プラ等燃料受入事業
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラ等燃料製造施設（固形燃料化・RPF化等）の設備設置・改良を行う事業</li> <li>・以下の条件を満たしていること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 固形燃料化 エネルギー回収率：60%以上 発熱量：12.56MJ/kg (3,000kcal/kg)以上</li> <li>(イ) RPF化 エネルギー回収率：60%以上 発熱量：25.70MJ/kg (6,139kcal/kg)以上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラ等燃料を受け入れる際に必要な設備設置・改良を行う事業</li> <li>・以下の条件を満たしていること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 固形燃料化 エネルギー利用率：60%以上 発熱量：12.56MJ/kg (3,000kcal/kg)以上</li> <li>(イ) RPF化 エネルギー利用率：60%以上 発熱量：25.70MJ/kg (6,139kcal/kg)以上</li> </ul> </li> </ul>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の欄に記載のある太陽光パネルのリサイクル設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。（設備の電動機はトッランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の欄に記載のあるリチウムイオン電池のリサイクル設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備及び発火防止設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。（設備の電動機はトッランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の欄に記載のある破砕・選別設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。（設備の電動機はトッランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）／前処理設備／破砕設備／選別・分級設備／処理困難物（塩素等）除去設備／圧縮設備／残さ物等処理設備／固形化設備／搬出設備／冷却等に必要設備／換気、除じん、脱臭等に必要設備／前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）／その他燃料化に必要な設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）／脱水・乾燥設備／破砕設備／選別・分級設備／圧縮設備／燃焼設備（廃棄物燃料を焼却炉等へ投入する設備）／貯留設備／搬送設備／残さ物等処理設備／換気、除じん、脱臭設備／前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）／その他燃料受入に必要な設備</li> </ul>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2</li> <li>・その他 1/3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2</li> <li>・その他 1/3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2</li> <li>・その他 1/3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/3 リサイクル困難な廃プラ等からの燃料製造などは1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/3 リサイクル困難な廃プラ等からの燃料製造などは1/2</li> </ul>
上限／下限	/				
公募期間	2023/03/30～2023/05/02 二次公募 2023/05/19～2023/06/16	2023/03/30～2023/05/02 二次公募 2023/05/19～2023/06/16	2023/03/30～2023/05/02 二次公募 2023/05/19～2023/06/16	2023/04/03～2023/05/19	2023/04/03～2023/05/19
注意事項					

令和5年度における再エネの面的利用関係の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 4-1	令和4年度第二次補正 4-2(1)	令和4年度第二次補正 4-2(2)	令和4年度第二次補正 4-3	
制度所管庁	経済産業省	経済産業省	環境省	環境省	
執行機関	一般社団法人次世代自動車振興センター	一般社団法人次世代自動車振興センター	一般社団法人地域循環共生社会連携協会	一般社団法人地域循環共生社会連携協会	
補助金名	クリーン自動車導入促進補助金	クリーンエネルギー自動車の普及・促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金		令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	
	クリーンエネルギー自動車	外部給電器	V2H充電設備	燃料電池自動車用酸素供給設備設置補助事業	
補助申請者	1 地方公共団体・その他法人（独立行政法人は除く） 2 個人 3 リース会社	1 地方公共団体 2 法人（マンション管理組合法人を含む） 3 法人格をもたないマンション管理組合法人 4 個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者、月極駐車場の所有者、月極駐車場の契約者等）	1 地方公共団体 2 法人（マンション管理組合法人、町内会（認可地縁団体）を含む。） 3 法人格をもたないマンション管理組合 4 個人	1 日本法人（登記法人）である民間会社 2 個人事業主 3 地方公共団体等	ア 民間企業 イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人 オ 上記のアからエ及びカの者に対し、ファイナンスリース又はオペレーションリースにより提供する契約を行う民間企業 カ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人格を有する者に限る。）
補助対象経費	車両購入費	充電設備の購入費及び設置工事費	V2H充電設備購入費及び設置工事費	設備購入費、設計・工事・経費等一式	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費
対象事業	次の掲げる補助対象車両の購入（センターが承認した車種のみ）であって、初度登録日（初度検査届出日）が令和4年11月8日以降のもの ・電気自動車（EV） ・プラグインハイブリッド自動車（PHV） ・燃料電池自動車（FCV） ・超小型モビリティ ・クリーンディーゼル自動車（CDV） ・ミニカー ・側車付二輪自動車・原動機付自転車 ・クリーンディーゼル自動車（令和5年3月31日までに初度登録したものに限り） ※車検証の自家用・事業用の欄が「事業用」の車両は対象外 ※地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車は対象外	1 高速道路のSA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 「高速道路SA・PA」「道の駅」「給油所」「公道」「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電設備設置事業 2 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） 「商業施設および宿泊施設等」、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備設置事業 3 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 ・分譲または賃貸の「マンション等」に属する駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業 ・「月極駐車場」における基礎充電のための充電設備設置事業 ・「事務所・工場等」に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業	設置場所 地方公共団体・町内会等施設／マンション等（共用分電盤）／その他施設／個人宅 以下の要件を全て満たした事業であること (1)～(11)（略） (12)設置したV2H充電設備および取得額が50万円以上の屋根・小屋等の付帯設備は処分制限期間5年を満了できること。 (13)補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。……（以下、略）…… (14)申請者は、申請するV2H充電設備の設置に関する情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時等に、申請するV2H充電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること（V2H充電設備の賃貸物件へのリースの場合は、賃借人に可能な範囲で協力を要請すること）。 (15)～(16)（略）	1 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること 2 新設の設備であること 3 本補助金で設置された移動式水素供給設備につき、より効率的な運用を行うために、当該移動式水素供給設備を所有する補助事業者が、設置場所及び運用場所を変更する際に変更先において新設となる追加設備であり、本補助金の交付規定第9条により計画変更申請を行い、センターに承認されたもの。 4 国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、または本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のための設備を増設・改造する場合にも適用する。 5 原則、設備は商用を目的とするものであること	ア 申請車両について、カーシェア事業として、以下に掲げるa.～d.のいずれかを満たすこと a. 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、地域住民等に有償又は無償にて貸し渡す。 b. 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償で貸し渡す。 c. 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体／民間企業間で共有する。 d. 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体／民間企業間で共有する。 イ 「カーシェア事業」を実施する拠点において、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を最低限の設備容量として、公募要領のp19の別表1に定める計算式により算出した申請車両による想定年間消費電力量をまかなえる容量以上、新たに導入すること ウ 申請車両（電気自動車又はプラグインハイブリッド車）は、1台以上導入を行うこと エ 申請車両は、外部給電機能を有するものであって、初度登録された車両であること オ 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること カ V2H充電設備又は外部給電器の導入を行うこと キ V2H脱炭素設備又は外部給電器の保管場所は、申請車両の自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一であること 他
対象設備		・急速充電設備（蓄電池付き急速充電設備を含む） ・普通充電設備 ・充電用コンセントスタンド ・充電用コンセント	・V2H充電設備	受電設備／原料ガス設備／水素製造設備／水素液化設備／液化水素貯蔵・気化器／水素輸送用設備・接続装置／圧縮機／蓄圧器／ディスプレイ／フレクター／冷却水装置／計装空気設備・窒素設備／散水設備・貯水槽／制御装置・監視装置・検知警報装置／x その他設備	1 電気自動車 2 プラグインハイブリッド自動車 3 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備 4 再生可能エネルギー発電設備設置工事 5 外部給電器 6 V2H充電設備 7 V2H充電設備設置工事費 8 充電設備 9 充電設備設置工事費
補助率	定額 (銘柄毎に定められた定額)	充電設備購入費 定額 (1/1) 又は1/2 充電設備の設置工事費 定額 (1/1) 又は1/2	設備購入費 1/2 設置工事費 工事内容の申告額からセンターが項目毎に審査し算定した額	1/2又は2/3	対象設備の1、2又は5 1/3 対象設備の3、4、6又は8 1/2 対象設備の7又は9 1/1
上限／下限		充電設備の購入費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額 (設備の種類毎も上限額あり) 充電設備の設置工事費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額	設備購入費 ・銘柄毎にセンターが定める補助金交付上限額 設置工事費 ・センターが定める工事の項目ごとの補助金交付上限額 ・設置条件により定める補助金交付上限額	設備の規模別に補助上限額の設定あり	【交付額の上限】 1億円 ※対象設備毎の上限額あり（公募要領のp9を参照）
公募期間	2023/03/31～別途定める日	2023/03/31～2023/09/29	2023/03/31～2023/10/31	2023/04/17～2023/05/10 二次公募 2023/07/頃～2023/07/頃 三次公募 2023/10/頃～2023/10/頃	2023/03/24～2023/06/30 二次公募 2023/08/01～2023/10/31 三次公募 2023/12/01～2023/01/31
注意事項					